

「ヒトES細胞の樹立に関する指針」案及び「ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針」案に関する意見募集の実施について

平成26年8月8日
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室
厚生労働省医政局研究開発振興課
再生医療研究推進室
厚生労働省医薬食品局
医療機器・再生医療等製品審査管理室

この度、現行の「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」（平成21年文部科学省告示第156号）及び「ヒトES細胞の使用に関する指針」（平成22年文部科学省告示第87号）を廃止し、新たに「ヒトES細胞の樹立に関する指針」（文部科学省・厚生労働省告示）及び「ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針」（文部科学省告示）を制定することといたしました。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、パブリックコメント（意見募集手続）を実施します。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

【1. 意見募集対象】

別添参照

- ・「ヒトES細胞の樹立に関する指針」案
- ・「ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針」案

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(いずれも日本語に限ります。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。)
- (2) 提出期限 平成26年9月6日（土曜日） 必着
- (3) 宛先
件名を【ヒトES細胞の取扱いに関する指針の見直しに対する意見】として、以下の宛先にお送りください。

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 宛

郵 送：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

FAX：03-6734-4114

電子メール：ethics@mext.go.jp

(コンピュータウイルス対策のため、問合せは添付ファイルでなく、必ず当該電子メール本文に記入してください。)

【3. 提出様式】

(集計の都合上、案中の複数の箇所について意見提出を行う場合には、意見対象箇所ごとに分けて提出してください。)

「ヒトES細胞の取扱いに関する指針の見直しに対する意見」

- (1) 意見提出者の氏名（個人の場合）又は名称（団体・法人の場合）
- (2) 意見提出者の住所（個人の場合）又は所在地（団体・法人の場合）
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 提出意見

a. 意見対象箇所

(記載例) ○○指針第○条(○○○)への意見

b. 意見内容

※ 意見対象箇所に修正を求める内容にあつては、なるべく具体的な修正の文案を提示してください。

【4. 備考】

- ① 提出様式中の(1)～(4)に記載された氏名/名称、住所/所在地、電話番号、メールアドレスは、提出された意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ② 意見提出者に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ③ 提出いただいた意見は、特定の提出者を識別することができる情報を除いて、意見募集の結果を公表する際に、同趣旨の意見を適宜集約の上、公開することがあります。

【5. 問合せ先】

- ① ヒトES細胞の基礎的研究利用に関すること

電子メール：ethics@mext.go.jp

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 宛

※注意事項

- ・メールの件名は、【ヒトES細胞の取扱いに関する指針の見直しに対する意見募集に関する問合せ】としてください。
- ・コンピュータウイルス対策のため、問合せは添付ファイルでなく、必ず当該電子メール本文に記入してください。

- ② ヒトES細胞の医療利用に関すること

電話：03-5253-1111（内2685）

FAX：03-3503-0595

厚生労働省医政局研究開発振興課再生医療研究推進室 宛

- ③ ヒトES細胞の製品への利用に関すること

電話：03-5253-1111（内2916）

FAX：03-3597-0322

厚生労働省医薬食品局医療機器・再生医療等製品審査管理室 宛